

【タイトル】

会計年度任用職員（食事指導補助員小中学校勤務）の募集（川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課）

【概要】

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課で、会計年度任用職員（食事指導補助員小中学校勤務）を募集します。

【詳細】

（担当課）

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

（勤務場所）

別紙「募集情報」をご覧ください。

（業務内容）

川崎市立小中学校に在籍する障害のある児童生徒の給食調理の補助等

（業務内容の変更の範囲）

変更なし

（テレワーク勤務の有無）

原則なし

（任用期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（再度の任用の可能性あり）

（試用期間）

原則として1か月

（勤務日・勤務時間・休憩時間）

学校によって異なります。詳細は別紙「募集情報」に記載されている各学校の連絡先にお問い合わせください。

（所定外労働の有無）

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

（休日）

勤務日以外の日。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の勤務はありません。また、学校の長期休業中は週休日を割り振ります。

(給与等)

時給 1,368 円 (予定)

※地域手当を含みます。

原則当月分を翌月 21 日に支払

通勤費相当額 1 日あたり 2,500 円を上限とした認定額 (自宅から職場まで 2km 未満不支給)

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払

上記のほか、期末手当・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無)

健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険の適用無し。労働者災害補償保険の適用有り。

(その他応募要件)

地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者 (民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。) でないこと。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

本市以外の法人でのアルバイト等 (兼業) は原則禁止していませんが、本市と兼業先との 1 週間の勤務 (労働) 時間の合計が 38 時間 45 分を超える任用は行いません。また、川崎市役所内部の兼業も原則不可です。

(募集人数)

学校によって異なります。詳細は別紙「募集情報」に記載されている各学校の連絡先にお問い合わせください。

(選考方法)

面接選考

(申込方法)

- ・応募締切日：令和 8 年 2 月 13 日 (金) 【必着】
- ・封筒に「食事指導補助員応募」と朱書きし、郵送で応募書類 (所定の様式の履歴書、返信用封筒 1 通 (応募者の宛名を記入の上、110 円切手を貼付し、「親展」と朱書きした長形 3 号封筒)) を 第一希望の学校の住所 (別紙「募集情報」記載) まで送付 してください。ファックス及びメールで

の申込みは不可です。

- ・履歴書に、日中に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・応募書類は返却いたしません。募集者の責任において破棄しますので、予め御了承ください。
- ・記載されている個人情報は、本任用以外の目的に使用することはありません。
- ・面接日時は各校担当から御連絡いたします。
- ・結果は、提出いただいた返信用封筒にて郵送で通知します。
- ・採用及び不採用の理由に係るお問合せについては、理由を問わずお答えできませんので予め御了承ください。

(募集期間)

募集開始日 令和8年1月30日(金)から

募集終了日 令和8年2月13日(金)以降の採用者が決定する日まで

(募集者の名称)

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

【お問い合わせ先】

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎7階

電話：044-200-3278

メールアドレス：88sien@city.kawasaki.jp